

愛荘町住民投票条例

Q 在勤在学者の取扱を明確にすべき

A 今後の検討課題と考えている



西澤 桂一 議員

問 町外からの在勤在学者を投票資格者とするのとについては、居住・生活感覚・納税など住民と根本的に

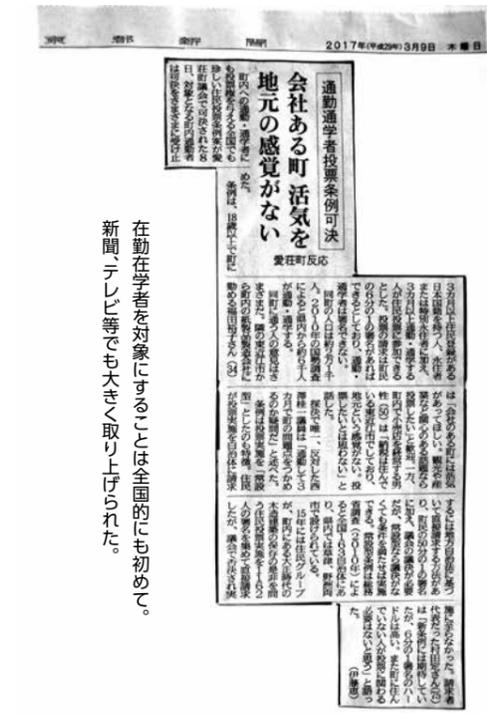
答 (総務課長) 法律や条例を制定する場合、具体的なルールは規則で定めておりその整備や周知期間が必要である。29年度中に詳細部分を詰め、町民に理解が得られる制度となるよう努める。

問 提案された条例は、今後の課題とされている部分が多く未成品である。施行日は公布の日から1年以内であり、検討する時間は十分にある。もっと完成度の高い条例として提出すべきではないか。

問 投票結果に対して「町民、議会及び町長は、住民投票の結果を尊重しなければならない」とされているが、これでは議会や町長の裁量範囲が余りにも大きすぎる。少なくとも投票率が50%を切る場合は開票しないとか、賛否の票数の多い方が、有資格者の3分の1以上あること等の成立要件が必要である。

答 (総務課長) このことは町自治基本条例推進委員会でも議論がされ、通常の選挙と同じ要件で3ヶ月以上とした。在勤在学者に関心のある事項だけでも参加されれば良いと考えている。初めての取組みであるので、町外から通勤・通学されている5%・300人程度の登録を考えている。

問 町政に係る情報は多くが町に管理されており、町側に不利な情報提供は消極的になる可能性が高い。住民投票は、町政に関する重要な事項について住民の意思を問うものであり、しっかりとした理解を得ることが前提条件となる。最低限の提供量について記述すべきである。



在勤在学者を対象にすることは全国的にも初めて。新聞、テレビ等でも大きく取り上げられた。

旧愛知郡役所の活用

Q 旧愛知郡役所をどう活かすのか

A 文化・教育を主体に



徳田 文治 議員

問 旧郡役所は「まちじゅうコミュニティアム構想」のシンボルとして、新しい命が吹き込まれ、町内外の多くの人に発信することが大切である。以下について尋ねる。①旧郡役所を文化、教育、福祉にどう活かしていくのか。②運営はどんな形で行うのか。③今後、どのように各方面へ発信していくのか。

答 (総合政策部長) ①文化では、歴史的建造物の文化的価値を保存したまま現代に再生し、懐古的な雰囲気を生かしてミニコンサートなど文化的行事を開催する。教育では、パンや花卉類、手芸作品などの県立愛知高等養護学校生の販売や接客などの作業学習、県立愛知高等学校音楽コースの練習発表、小中学生の郷土史学習などの活動の場となる施設とする。福祉では、喫茶・交流室を小さなお子さん連れの保護者や高齢者が気軽に集える場所にした。また、県立愛知高等養護学校生の雇用も考えて



旧愛知郡役所の曳家工事(4/10)

いきたい。②地場産業の育成、地域経済の活性化にも結び付け、管理・運営経費に係る支出を抑えていきたい。役場直営ではなく民間外部団体への委託が適当と考えている。③地域の名物あるいは誇りとなるような象徴的な活動・事業等を企画していく。曳家工事見学会、木組み見学会などを開催して情報発信をする。この施設の付加価値を高め、親しみを感じてもらえる活動に努めたい。

問 次のことについて問う。①常設型の住民投票条例の設置数は。②町政に関する重要な事項の想定は。③実施請求に必要な署名数6分の1とした根拠は。その数は何人か。6分の1以上の請求は、過剰ではないか。④外国人投票資格者の人数は。⑤在勤在学者を投票資格者に含めた考え方について。参加を認めるメリット、デメリットは。把握や登録方法は。⑥成立要件を設けない理由

答 (総務部長) ①全国で163件、県下では草津市と野洲市で制定。②想定することは困難だが、基本的には町政に関する重要事項は広く対象とすることが適当と考える。③請求に必要な署名数Ⅱ投票資格者数の6分の1の数は、2,721人。町の投票資格者数、他自治体の事例などを勘案すると共

問 多くの情報を所有している町が情報提供を行うことは必要と考えるが、情報量は変化するものであり条例のなかで規定することは困難である。資料の提供や広報誌・ホームページへの掲載、マスコミへの情報提供など中立性に留意しながらできる限り分かりやすい方法で提供に努める。

答 (総務課長) に、実際、請求可能なレベルのものであり、発議の乱発防止と言う点も十分考慮し、6分の1とした。④外国人登録資格者は、年齢18歳以上で町内に3ヶ月以上住所を有する永住者(102人)、特別永住者(32人)。⑤平成22年国勢調査では、愛荘町外からの通勤・通学者は、5,954人。メリットは町政やまちづくりに関心を持ってもらうことで、より良い本町のまちづくりが実現できること。デメリットは、住民投票が実施されるたびに登録する必要があること。本町のまちづくりに関心のある在勤在学者を登録制とし、規則で定める。⑥請求要件に投票資格者総数の6分の1以上の連署としてハードルを高くし、町および住民全体に重大な影響を及ぼす事項として考えられることや、投票率の高低についても一つの町民の意思の表れとして捉え、議会と町長は、そのことを含めた投票結果を尊重して議論し、最終的な決定をすることから成立要件を設けていない。